



報道機関 各位

記者発表資料
令和5年3月9日（木）
問い合わせ先：教職員人事課
課長：田中
担当：大嶋、石川
電話：829-1654
内線：4046

教職員の懲戒処分について

さいたま市教育委員会は、地方公務員法の規定に基づき、教職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

【処分1】

1 処分内容等

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 処分量定 | 懲戒処分（減給 10分の1 1月） |
| (2) 処分年月日 | 令和5年3月9日（木） |
| (3) 職名・年齢 | 教諭・52歳 |
| (4) 学校名等 | さいたま市立小学校（緑区） |
| (5) 発生日 | 令和4年7月17日（日）午前11時23分頃 |

2 事故の概要

当該教諭は、令和4年7月17日（日）午前11時23分頃、私用で自家用自動車を運転中、さいたま市中央区本町東4丁目4番3号付近の交差点を、赤信号を確認せず、交差点に時速約35kmで直進して進入し、自車の左後方側面部を、自車の左方向から交差点に直進して進入した相手方の運転する自家用自動車の前部に衝突させ、相手方に加療約3週間を要する傷害を負わせた。

なお、当該教諭は、令和4年12月7日付けで過失運転致傷により、罰金40万円の略式命令を受けている。

【処分2】

1 処分内容等

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 処分量定 | 懲戒処分（減給 10分の1 1月） |
| (2) 処分年月日 | 令和5年3月9日（木） |
| (3) 職名・年齢 | 教諭・64歳 |
| (4) 学校名等 | さいたま市立中学校（南区） |
| (5) 発生日 | 令和4年7月28日（木）午後3時05分頃 |

2 事故の概要

当該教諭は、令和4年7月28日（木）午後3時05分頃、私用で自家用自動車を運転中、さいたま市浦和区常盤7丁目23番11号付近の交差点を、自車進行方向の信号が赤の状態の時速約10kmで左折し、進行方向右側から来た相手方の運転する自家用自動車の左前方部分と、自車の右前方部のバンパーを接触させ、相手方に加療約2週間を要する傷害を負わせた。

なお、当該教諭は、令和4年10月24日付けで過失運転致傷により、罰金50万円の略式命令を受けている。